

12 任 用

(1) 試験等の概要

地公法第15条は、任用の根本基準として「職員の任用は、この法律の定めるところにより、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。」と規定しており、近代的公務員制度の基本理念の一つである成績主義、能力実証主義の原則を強調している。

本市では、人事委員会規則として、職員の任用に関する規則を制定しており、この規則に基づき、職員の採用＜別表1～3、7～21＞、昇任＜別表4～6、22～25＞及び転任＜別表26、27＞を行っている。

(2) 採用競争試験及び採用選考の実施状況

ア 第1類採用試験＜別表7、8＞

実施状況について、申込者数は3,265人で、受験者数2,528人に対して、合格者数は903人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数1,110人の減少、受験者数875人の減少、合格者数368人の増加となっており、倍率は2.8倍であった。

このうち、行政職事務は、受験者数1,930人に対して660人の合格者を出し、倍率は2.9倍となっており、また、行政職技術は、受験者数194人に対して125人の合格者を出し、倍率は1.6倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は208人で、受験者数178人に対して合格者数は36人であり、倍率は4.9倍であった。

イ 第2類採用試験＜別表9＞

実施状況について、申込者数は548人で、受験者数381人に対して合格者数は125人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数55人の増加、受験者数37人の増加、合格者数は5人の増加となっており、倍率は昨年度の2.9倍から3.0倍に上昇した。

ウ 免許資格職採用試験＜別表10、11＞

実施状況について、第1次試験6月実施分は、申込者数は225人で、受験者数167人に対して合格者数は80人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数47人の減少、受験者数36人の減少、合格者数11人の減少となっており、倍率は昨年度の2.2倍から2.1倍に低下した。

第1次試験9月実施分は、申込者数は48人で、受験者数25人に対して合格者数は1人であり、倍率は25.0倍であった。

エ 職務経験者採用試験＜別表12～15＞

実施状況について、申込者数は788人で、受験者数576人に対して合格者数は118人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数157人の減少、受験者数119人の減少、合格者数25人の増加となっており、倍率は昨年度の7.5倍から4.9倍に低下した。

4月に実施した年度途中採用については、申込者数は33人で、受験者数24人に対して合格者数は8人であり、倍率は3.0倍であった。

10月に実施した追加募集については、申込者数は12人で、受験者数9人に対して合格者数は6人であり、倍率は1.5倍であった。

12月に実施した追加募集については、申込者数は44人で、受験者数40人に対して合格者数は17人であり、倍率は2.4倍であった。

オ 就職氷河期世代採用試験＜別表 16＞

実施状況について、申込者数 488 人で、受験者数 337 人に対して合格者数は 23 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 93 人の減少、受験者数 44 人の減少となっており、倍率は昨年度の 42.3 倍から 14.7 倍に低下した。

カ 障害者を対象とした採用選考＜別表 17＞

実施状況について、申込者数 103 人で、受験者数 83 人に対して合格者数は 5 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 12 人の減少、受験者数 7 人の減少、合格者数 1 人の増加となっており、倍率は昨年度の 22.5 倍から 16.6 倍に低下した。

キ 採用選考（人事委員会分）＜別表 18＞

実施状況について、行政職をはじめ 4 職種について 10 回実施し、受験者数 24 人に対して合格者数は 13 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数は 13 人の増加、合格者数は 4 人の増加であった。

ク 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））＜別表 19＞

実施状況について、医事職をはじめ 7 職種について 21 回実施し、受験者数 651 人に対して合格者数は 172 人であった。すべて任期の定めのない職員に係る採用選考であり、昨年度と比べると、受験者数 49 人の減少、合格者数は 27 人の減少であった。

ケ 採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））＜別表 20＞

実施状況について、採用選考は 1,587 回実施し、当初受験者数 13,149 人に対して合格者数は 10,554 人であった。

コ 採用選考（人事委員会承認分）＜別表 21＞

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 3 条の規定に基づく、任期を定めた採用に関する承認件数は 11 件であり、同法第 7 条の規定に基づく、任期の更新に関する承認件数は 9 件であった。また、同法第 8 条の規定に基づく、他の職への任用に関する承認件数は 0 件であった。

(3) 昇任選考等の実施状況

ア 消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 22＞

一般消防と航空消防とを併せて、受験者数 139 人に対して最終合格者数は 14 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 34 人の減少、最終合格者数は 15 人の減少となっており、倍率は昨年度の 6.0 倍から 9.9 倍に上昇した。

イ 課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験＜別表 23＞

課長補佐昇任選考と課長補佐転任試験とを併せて、受験者数 591 人に対して最終合格者数は 224 人であった。これは、昨年度と比べると、受験者数 194 人の減少、最終合格者数は 24 人の増加となっており、倍率は昨年度の 3.9 倍から 2.6 倍に低下した。

このうち、行政職事務は、受験者数 267 人に対して最終合格者数は 142 人、倍率 1.9 倍であった。

ウ 消防職課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 24＞

実施状況について、候補者 1 人に対して合格者数は 1 人であった。

エ 課長補佐昇任選考（推薦型）＜別表 25＞

実施状況について、候補者 34 人に対して合格者数は 34 人であった。

(4) 転任試験及び転任承認の実施状況

ア 転任試験＜別表 26＞

採用競争試験と併せて実施している分をみると、申込者数は 49 人で、受験者数 48 人に対して合格者数は 7 人であった。これは、昨年度と比べると、申込者数 20 人の減少、受験者数 18 人の減少、合格者数 5 人の増加であった。

イ 転任承認＜別表 27＞

申請者数 5 人に対して承認者数は 5 人であり、昨年度と比べると、申請者数、承認者数ともに 1 人の減少であった。

(5) 条件付採用期間の延長

職員の任用に関する規則第 38 条の規定に基づき、人事委員会が行った条件付採用期間の延長に関する決定件数は 3 件であった。

＜別表 1＞試験実施日程

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (春実施 試験)	事務	行政	3/1 (金)	インターネット申込 3/1 (金) 3/21 (木)	4/21 (日)	5/9 (木)	(行政・ 行政(教養型))	(行政・ 行政(教 養型)) 7/19 (金)
		行政 (教養 型)					＜個別面接①＞ 5/25 (土) 6/5 (水)	
		行政 (プレゼ ンテーシ ョン型)					＜個別面接②＞ 6/22 (土) 7/4 (木)	
		情報					(行政 (プレゼンテ ーション型))	
	技術	土木					＜個別面接①＞ 5/25(土) 5/29(水)	(行政 (プレゼン テーション 型)) 6/26 (水)
		建築					＜個別面接②＞ 6/13(木) 6/15(土)	(上記以 外) 6/5 (水)
		機械					(上記以外)	
		電気					5/23 (木) 5/29 (水)	

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日	
					試験日	結果発表日			
第1類 (夏実施 試験)	事務	社会福祉	4/16(火)	インターネット申込 4/18(木) } 5/7(火)	6/16(日)	6/26(水)	7/20(土) } 7/29(月)	8/20 (火)	
		心理							
	技術	応用化学					<個別面接①> 7/6(土) } 7/10(水) <個別面接②> 7/31(水) } 8/6(火) <体力検査> 7/29(月) } 7/31(水)		
		造園							
	研究 (応用化学)								
	学校事務								
	消防								

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (秋実施 試験)	技術	土木 (プレゼン テーション型)	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	<個別面接①> 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月・祝) <個別面接②> 11/30(土) 12/1(日)	12/11 (水)
		建築 (プレゼン テーション型)						
		機械 (プレゼン テーション型)						
		電気 (プレゼン テーション型)						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第1類 (追加 募集)	行政 (プレゼンテ ーション型)		10/16 (水)	インターネット申込 10/16(水) 11/18(月)	12/1(日)	12/11 (水)	<個別面接①> 12/21(土) 12/22(日) <個別面接②> 1/13(月・祝)	2/4(火)

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
第2類	事務	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	10/28(月) 11/1(金)	11/12(火)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
	学校事務							
	消防							

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
				試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 6月 実施分)	衛生	4/16(火)	インターネット申込 4/18(木) ゝ 5/7(火)	6/16(日)	6/26(水)	7/20(土) ゝ 7/29(月)	8/20 (火)
	獣医						
	管理栄養						
	保育Ⅰ					7/13(土) ゝ 7/15(月)	
	保育Ⅱ						

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
免許 資格職 (第1次 試験 9月 実施分)	司書		6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) 7/31(水)	9/29(日)	10/10 (木)	10/28(月) 11/1(金)	11/12(火)

試験の 種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日			
職務 経験者	事務	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) ～ 7/31(水)	試験日 9/29(日) 結果発表日 10/10 (木)	試験日 10/26(土) 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月 ・祝) 結果発表日 11/12(火)	試験日 11/23(土) 11/24(日)	12/11(水)			
		社会福祉									
	技術	土木									
		建築									
		機械									
		電気									
	学校事務										
	保育Ⅰ								試験日 11/2(土) 11/3(日) 11/4(月 ・祝)	—	11/12(火)

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験		第2次 試験期間	合格 発表日
					試験日	結果発表日		
職務 経験者 (年度途中採用)	技術	土木	3/8(金)	インターネット申込 3/8(金) ～ 3/25(月)	4/21(日)	5/9(木)	6/8(土) 6/9(日)	6/26(水)
		建築						
		機械						
		電気						

試験の 種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (追加 募集・ 第1次 試験 10月 実施分)	獣医	8/23(金)	インターネット申込 8/23(金) ～ 9/19(木)	試験日 10/20 (日)	試験日 11/16 (土)	試験日 12/8(日)	12/18 (水)
	保育Ⅱ			結果発表日 10/30 (水)	結果発表日 11/27 (水)		

試験の種類	試験区分		試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
職務 経験者 (追加 募集・ 第1次 試験 12月 実施分)	事務	心理	10/16 (水)	インターネット申込 10/16(水) ゝ 11/18(月)	試験日 12/1(日) 結果発表日 12/11 (水)	試験日 12/21 (土) 12/22 (日) 結果発表日 12/27 (金)	試験日 1/13(月・ 祝) 1/26(日)	2/4(火)
	技術	土木						
		建築						
		機械						
		電気						
		造園						

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
就職 氷河期 世代	行政	6/20(木)	インターネット申込 7/2(火) ゝ 7/31(水)	試験日 9/29(日) 結果発表日 10/10 (木)	試験日 10/24(木) ゝ 10/30(水) 結果発表日 11/12(水)	試験日 11/25(月) ゝ 11/28(木)	12/11(水)

試験の種類	試験区分	試験案内 発表日	申込期間	第1次試験	第2次試験	第3次試験	合格 発表日
障害者 を対象 とした 採用 選考	行政	8/16(金)	インターネット及 び郵送申込 8/16(金) ゝ 9/4(水)	試験日 10/20 (日) 結果発表日 10/30 (水)	試験日 11/16(土) 結果発表日 11/27(水)	試験日 12/8(日)	12/18(水)

<別表 2-1> 第 1 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 - ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方 - イ 平成15年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月31日までに卒業見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
情報	申込時に次の試験のいずれかに合格済の方 ・ 基本情報技術者試験 ・ 応用情報技術者試験 ・ ITストラテジスト試験 ・ システムアーキテクト試験 ・ プロジェクトマネージャ試験 ・ ネットワークスペシャリスト試験 ・ データベーススペシャリスト試験 ・ エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ ITサービスマネージャ試験 ・ 情報処理安全確保支援士試験 ・ システム監査技術者試験
心理	次のいずれかに該当する方 ・ 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方 ・ 公認心理師となる資格を有する者又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した者又は令和7年3月31日までに修了する見込みの方 ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-2> 第 2 類採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業又は令和7年3月31日までに卒業見込みの方を除く。 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
消防	日本国籍を有し、消防の身体的条件（※）を満たす方 （※）「消防の身体的条件」とは、次のとおりとする。 ・ 矯正視力が両眼0.7以上かつ一眼それぞれ0.3以上 ・ 赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること ・ 聴力が左右とも正常であること ・ その他消防官としての職務遂行に支障のないこと

<別表 2-3> 免許資格職採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 次のいずれかに該当する方 ア 平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方（ただし、獣医区分は、平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方。保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分は、平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方） イ 平成15年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和7年3月31日までに卒業見込みの方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方（保育Ⅰ・保育Ⅱ・司書区分を除く。） (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

衛生	食品衛生監視員の任用資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
獣医	獣医師の免許を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
保育 I・II	保育士の資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方
管理栄養	管理栄養士の免許を有する方又は令和7年3月31日までに実施される管理栄養士国家試験により同免許を取得見込みの方
司書	司書の資格を有する方又は令和7年3月31日までに有する見込みの方

＜別表 2-4＞職務経験者採用試験受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年7月1日から令和6年6月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
社会福祉	令和6年6月30日以前に社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を登録している方
土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要

建築	令和6年6月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方
保育Ⅰ	(2)について、「保育所等（※）」における保育士としての職務経験を有する方 （※）「保育所等」とは、次の施設とする。 ・保育所や児童養護施設をはじめとする児童福祉施設 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所

<別表 2-5> 職務経験者採用試験受験資格（年度途中採用）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年3月1日から令和6年2月29日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

土木	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
建築	令和6年2月29日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方

<別表 2-6> 職務経験者採用試験受験資格(追加募集・第1次試験 10月実施分)

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 直近10年（平成26年8月1日から令和6年7月31日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
獣医	昭和38年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた方 (1)について、民間企業、動物病院における獣医師としての職務経験又は公的機関における獣医師としての職務経験を有する方 令和6年7月31日以前に獣医師の免許を有する方
保育Ⅱ	昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (1)について、「児童養護施設等（※）」における保育士としての職務経験を有する方 （※）「児童養護施設等」とは、次の施設とする。 ・ 児童養護施設や保育所をはじめとする児童福祉施設

	・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める認定こども園 ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童の一時保護施設 ・児童福祉法に定める家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う事業所 令和6年7月31日以前に保育士の資格を有する方
--	---

＜別表 2－7＞職務経験者採用試験受験資格（追加募集・第1次試験 12月実施分）

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和38年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方 (2) 直近10年（平成26年10月1日から令和6年9月30日まで）中に60箇月（5年）以上の職務経験がある方 ※ 職務経験について ・「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間のことをいう。ただし、最低1か所所で3年（36箇月）以上継続して就業していた期間が必要。 ・勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなす。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなす。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限る。） ・事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算する。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上であることが必要。 ・休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しない。ただし、労基法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算する。 ・同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算する。 (3) 次のいずれにも該当しないこと ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。
心理	次のいずれかに該当する方 ・ 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方 ・ 公認心理師となる資格を有する方又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 臨床心理士となる資格を有する方又は令和7年3月31日までに取得する見込みの方 ・ 学校教育法による大学院において、心理学を専攻する研究科又はこれに相当する課程を修めて修了した方又は令和7年3月31日までに修了する見込みの方 ・ 外国の大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した方又は令和7年3月31日までに卒業する見込みの方

土木 造園	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
建築	令和6年9月30日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方 (2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方 ただし、通算する職務経験のうち、設計・施工管理に関する職務経験が3年以上必要
機械 電気	(2)について、試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験を有する方

<別表 2-8>就職氷河期世代採用試験受験資格

試験区分	受験資格
行政	次の(1)から(3)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方 (2) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (3) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可。

＜別表 2－9＞障害者を対象とした採用選考受験資格

試験区分	受験資格
全試験 区分 共通	次の(1)から(4)までのすべての要件を満たすこと (1) 昭和54年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 (2) 次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている方 なお、下記の手帳等は受験申込日及び各試験日において有効であることが必要 ア 身体障害者手帳 イ 都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳（愛護手帳等） ウ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 エ 精神障害者保健福祉手帳 (3) 次のいずれにも該当しない方 ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外） (4) 本市職員ではない方 上記の受験資格を満たしている会計年度任用職員、任期付職員、臨時的任用職員は受験可

＜別表 3＞試験内容

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第1類	事務	行政	教養試験 〈行政・行政(教養型)・情報〉 択一式、120分 知識分野:20問必須解答 知能分野:20問必須解答 〈学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈社会福祉・心理・研究〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 職務能力試験 〈行政(プレゼンテーション型)・技術・技術プレゼンテーション型〉 択一式、60分、60問必須解答 専門試験(該当区分のみ) 〈行政〉 択一式、120分、40問必須解答 〈土木・建築・機械・電気〉 択一式、120分、30問必須解答 〈社会福祉・心理・応用化学・造園・技術プレゼンテーション型〉 択一式、120分、40問必須解答 〈研究〉 択一式、60分、20問必須解答	個別面接 専門面接(研究のみ) 論文試験 (行政(プレゼンテーション型)及び技術(プレゼンテーション型)以外) 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
		行政(教養型)		
		行政(プレゼンテーション型)		
		情報		
		社会福祉		
		心理		
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
		応用化学		
		造園		
		土木(プレゼンテーション型)		
		建築(プレゼンテーション型)		
		機械(プレゼンテーション型)		
		電気(プレゼンテーション型)		
		研究(応用化学)		
		学校事務		
		消防		
第1類 (追加募集)	事務	行政(プレゼンテーション型)	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験
第2類	事務	行政	教養試験 〈行政・学校事務・消防〉 択一式、150分 知識分野:25問必須解答 知能分野:25問必須解答 〈技術〉 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈技術〉 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験 体力検査(消防のみ) 身体検査(消防のみ)
	技術	土木		
		建築		
		機械		
		電気		
	学校事務			
	消防			

試験の種類	試験区分	第1次試験	第2次試験
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	衛生	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 〈保育Ⅰ・Ⅱ以外〉 択一式、120分、40問必須解答 (ただし、衛生は一部選択解答) 〈保育Ⅰ・Ⅱ〉 択一式、90分、30問必須解答	個別面接 論文試験 ピアノ実技 (保育Ⅰのみ)
	獣医		
	保育Ⅰ		
	保育Ⅱ		
	管理栄養		
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	司書	教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答 専門試験 択一式、120分、40問必須解答	個別面接 作文試験

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
職務経験者	事務	行政	＜保育Ⅰ以外＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	＜保育Ⅰ以外＞ 論文試験 プレゼンテーション
		社会福祉			
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
	学校事務		＜保育Ⅰ＞ 職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答 専門試験 択一式、60分、20問必須解答	実技面接 個別面接 ピアノ実技	—
	保育Ⅰ				
職務経験者 （年度途中採用）	技術	土木	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接 プレゼンテーション 論文試験	—
		建築			
		機械			
		電気			
職務経験者 （追加募集・第1次試験10月実施分）	獣医		職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	論文試験 プレゼンテーション
	保育Ⅱ				
職務経験者 （追加募集・第1次試験12月実施分）	事務	行政	職務能力試験 択一式、60分、60問必須解答	個別面接	論文試験 プレゼンテーション
	技術	土木			
		建築			
		機械			
		電気			
		造園			

試験の種類	試験区分		第1次試験	第2次試験	第3次試験
就職氷河期世代	行政		教養試験 択一式、90分 知識分野:15問必須解答 知能分野:15問必須解答	個別面接	作文試験 個別面接

試験の種類	試験区分	第 1 次試験	第 2 次試験	第 3 次試験
障害者を対象とした採用選考	行政	教養試験 択一式、85分 知識分野・知能分野:25問必須解答	面接試験	作文試験 面接試験

<別表 4>昇任選考の方法及び受験資格等

任用段階	課 長 補 佐 段 階
職 種	医事職以外の職種
方 法	原則として、筆記試験(第 1 次試験及び第 2 次試験)(別表 6 - 2 参照)、口述試験(第 2 次試験)、経歴、人事評価についての書面審査
実施時期	人事委員会がそのつど定める。
受験資格	1 令和 6 年 6 月時点において職員昇任基準年数を満たしていること。(別表 5 参照) 2 人事評価の結果が良好であること。 3 令和 7 年 3 月 31 日現在において、職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により退職することとなる職員でないこと。 4 昇任選考実施の日において休職(在籍専従職員の休職を除く。)又は停職中でないこと。 5 消防職に属する職員のうち、消防吏員の階級等に関する規則に定める消防士長の階級又は消防士の階級にある者でないこと。 6 その他 (課長補佐段階への昇任選考に係る資格要件(医事職以外の職種)については別表 6 - 1 参照)

<別表 5>職員昇任基準年数

職 種	学歴区分	係員段階在職年数
行政職、消防職、保育職、司書職、学芸職、栄養指導職、衛生職、医療技術職、看護保健職、学校事務職	大 学 卒	5 年
	短 大 卒	7 年
	高 校 卒 以 下	9 年
薬剤職、獣医職	大 学 卒	3 年
清掃職、動物飼育職、水道業務職、運輸職、守衛職	—	9 年

(注) 係員段階在職年数の欄に掲げる数字は、職種ごとに課長補佐段階の職へ昇任するために必要とされる最短の在職年数を示す。

＜別表 6－1＞種別及び資格要件

種 別	資 格 要 件
コースⅠ	・ 課長補佐昇任選考の受験資格を有する者(別表 4 参照、以下同じ。)のうち、令和7年3月31日現在、年齢39歳以下である者 ・ 課長補佐転任試験^(注1)を受けようとする者
コースⅡ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和7年3月31日現在、年齢40歳以上である者
コースⅢ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和6年6月1日現在、主任段階の職にある者
コースⅣ	課長補佐昇任選考の受験資格を有する者のうち、令和7年3月31日現在、年齢40歳以上かつ勤続17年以上の者 ^(注2)

(注)1. 課長補佐転任試験とは、職員が現に属する職種以外の職種の課長補佐の段階の職へ任命されるための試験をいい、課長補佐昇任選考と同時期に実施している。

(注)2. 消防職においては、別に任命権者が定める副課長補佐の職にある者又は消防吏員の階級等に関する規則に定める消防司令補の階級に10年以上在職していることを要する。

＜別表 6-2＞筆記試験の内容等

1 行政職（事務）、水道業務職、守衛職、学校事務職

(1) 第 1 次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 10 問	30 問	択一式	90 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 10 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 10 問				
	市政等に関 する 論 文	課長補佐として必要な市政等に関 する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心 とする	約 7 問	20 問	択一式	60 分	300 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	市政等に関 する 論 文	課長補佐として必要な市政等に関 する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	市政等に関 する 論 文	課長補佐として必要な市政等に関 する一般的知識		1 問		記述式	60 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

エ コースⅣ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	200 点

(2) 第 1 次試験免除者及び第 2 次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

2 行政職（技術）、保育職、司書職、学芸職、薬剤職、獣医職、栄養指導職、衛生職、清掃職、運輸職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問				
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問				
	専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

3 医療技術職、看護保健職、動物飼育職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法 制 度 等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	50 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考を行う職種における専門的知識		約 5 問		記述式	120 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	150 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	市政等に関する論文	課長補佐として必要な市政等に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	150点

4 消防職

(1) 第1次試験受験者

ア コースⅠ

試験科目		出題内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分	
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	20 問	択一式	60 分	100 点	
		地 方 自 治 制 度	地方自治法を中心と する	約 6 問					
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 7 問					
	専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識			約 4 問		記述式	90 分	200 点
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識			1 問		記述式	60 分	100 点

イ コースⅡ

試験科目		出 題 内 容		問 題 数		形式	時間	得点配分
第 1 次 試 験	法制度等	地方公務員 制 度	地方公務員法を中心と する	約 7 問	10 問	択一式	30 分	100 点
		事 務 管 理 そ の 他	本市の事務管理、市 行政等	約 3 問				
		専門的知識	選考等を行う職種における専門的 知識		約 4 問		記述式	90 分
第 2 次 試 験	管 理 監 督 論 文	課長補佐として必要な管理監督に 関する知識		1 問		記述式	60 分	100 点

ウ コースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	消防行政に関する論文	課長補佐として必要な消防行政に関する一般的知識		1問		記述式	60分	200点
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

エ コースⅣ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第1次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	200点

(2) 第1次試験免除者及び第2次試験受験延期終了者

コースⅠ、コースⅡ及びコースⅢ

試験科目		出題内容		問題数		形式	時間	得点配分
第2次試験	管理監督論文	課長補佐として必要な管理監督に関する知識		1問		記述式	60分	100点

＜別表 7＞第 1 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政	1, 183 人	983 人	857 人	368 人	2. 7 倍
	行 政 (教養型)	931	737	571	197	3. 7
	行 政 (プレゼンテーシ ョン型)	157	135	133	61	2. 2
	情 報	17	14	13	5	2. 8
	社会福祉	67	40	24	18	2. 2
	心 理	35	21	15	11	1. 9
技術	土 木	92	82	73	56	1. 5
	建 築	41	38	36	29	1. 3
	機 械	20	14	10	9	1. 6
	電 気	31	25	22	13	1. 9
	応用化学	18	11	9	4	2. 8
	造 園	7	2	2	1	2. 0
	土木 (プレゼンテーシ ョン型)	12	6	5	3	2. 0
	建築 (プレゼンテーシ ョン型)	16	7	5	5	1. 4
	機械 (プレゼンテーシ ョン型)	8	5	5	3	1. 7
	電気 (プレゼンテーシ ョン型)	4	4	4	2	2. 0
研究 (応用化学)		6	0	—	—	—
学校事務		208	99	45	13	7. 6
消 防		412	305	230	105	2. 9
計		3, 265	2, 528	2, 059	903	2. 8

＜別表 8＞第 1 類採用試験 (追加募集)

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a) / (b)
事務	行 政 (プレゼンテー ション型)	208 人	178 人	100 人	36 人	4. 9 倍

＜別表 9＞第 2 類採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行政	133 人	91 人	78 人	36 人	2.5 倍
技術	土木	33	28	23	16	1.8
	建築	4	4	4	4	1.0
	機械	2	2	0	—	—
	電気	3	2	2	2	1.0
学校事務		12	7	5	2	3.5
消防		361	247	150	65	3.8
計		548	381	262	125	3.0

＜別表 10＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 6 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
衛生	34 人	22 人	14 人	10 人	2.2 倍
獣医	5	5	3	3	1.7
保育Ⅰ	133	108	90	63	1.7
保育Ⅱ	8	5	3	3	1.7
管理栄養	45	27	16	1	27.0
計	225	167	126	80	2.1

＜別表 11＞免許資格職採用試験（第 1 次試験 9 月実施分）

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
司書	48 人	25 人	14 人	1 人	25.0 倍

＜別表 12＞職務経験者採用試験

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	行 政	564 人	402 人	206 人	96 人	67 人	6.0 倍
	社会福祉	46	40	39	27	18	2.2
技術	土 木	21	16	16	11	9	1.8
	建 築	5	3	3	3	3	1.0
	機 械	21	16	16	11	7	2.3
	電 気	16	13	13	5	3	4.3
学校事務		94	71	18	9	5	14.2
保 育 I		21	15	13		6	2.5
計		788	576	324	162	118	4.9

＜別表 13＞職務経験者採用試験（年度途中採用）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
技術	土 木	14 人	11 人	11 人		4 人	2.8 倍
	建 築	5	4	3		2	2.0
	機 械	7	4	4		2	2.0
	電 気	7	5	4		0	—
計		33	24	22		8	3.0

＜別表 14＞職務経験者採用試験（追加募集・第 1 次試験 10 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
獣 医		1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1.0 倍
保 育 II		11	8	8	6	5	1.6
計		12	9	9	7	6	1.5

＜別表 15＞職務経験者採用試験（追加募集・第 1 次試験 12 月実施分）

試験区分		申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
事務	心 理	12 人	12 人	12 人	11 人	5 人	2.4 倍
技術	土 木	8	7	7	5	4	1.8
	建 築	1	1	1	1	0	—
	機 械	11	10	9	6	2	5.0
	電 気	10	8	8	7	4	2.0
	造 園	2	2	2	2	2	1.0
計		44	40	39	32	17	2.4

＜別表 16＞就職氷河期世代採用試験

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政	488 人	337 人	130 人	46 人	23 人	14.7 倍

＜別表 17＞障害者を対象とした採用選考

試験区分	申込者数	第 1 次試験 受験者数 (a)	第 1 次試験 合格者数	第 2 次試験 合格者数	合格者数 (b)	倍率 (a)/(b)
行 政	103 人	83 人	40 人	18 人	5 人	16.6 倍

＜別表 18＞採用選考(人事委員会分)

職 種	職種細分（又は詳細）	受験者数	合格者数	選考回数
行政職	（住宅都市局長）	1 人	1 人	1 回
	（スポーツ市民局課長補佐級）	5	1	1
	（課長補佐(国への割愛派遣者)）	2	2	2
	（技師(国への割愛派遣者)）	1	1	1
	（総務局付担当課長）	4	4	1
	（技師）	1	1	1
学芸職	学芸員（課長補佐級）	8	1	1
研究職	（衛生研究所生活環境部長）	1	1	1
医事職	医師	1	1	1
計		24	13	10

＜別表 19＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員以外））

任命権者	採用を必要とする職		受験者数	合格者数	選考回数
	職 種	職種細分 (又は詳細)			
市 長	医事職	医師	4 人	3 人	3 回
	医療技術職	歯科衛生士	3	1	1
	看護保健職	保健師	66	10	1
	清掃職	技士	141	20	2
	学芸職	学芸員	12	1	1
	労務職	—	72	15	5
教 育 委 員 会	学芸職	学芸員	14	1	1
	労務職	—	65	18	2
交 通 局 長	運輸職	運輸業務	274	103	5
計			651	172	21

＜別表 20＞採用選考（任命権者委任分（会計年度任用職員））

任命権者	受験者数	合格者数	選考回数
市 長	8,364 人	6,445 人	1,243 回
市 会 議 長	8	7	3
教 育 委 員 会	3,941	3,377	274
選挙管理委員会	491	491	31
消 防 長	129	66	15
上 下 水 道 局 長	157	117	11
交 通 局 長	59	51	10
計	13,149	10,554	1,587

＜別表 21＞採用選考（人事委員会承認分）

採用／ 任期の更新	任命権者	職 種	申請件数	延人数	承認者数	承認回数
採用	市 長	行政職 (任期付職員)	4 件	4 人	4 人	4 回
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	5	18	18	5
任期の更新	市 長	行政職 (任期付職員)	5	5	5	5
		医事職 (任期付職員)	2	2	2	2
		衛生職 (任期付職員)	1	1	1	1
	教育委員会	教員(指導主事) (任期付職員)	1※1	69	69	1

※1 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを一括申請。

＜別表 22＞消防職課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

種別	コースⅠ			コースⅡ			コースⅢ			コースⅣ			計		
合格者 数等	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率	受験者 数	合格者 数	倍 率
区分	A (人)	B (人)	A/B (倍)	C (人)	D (人)	C/D (倍)	E (人)	F (人)	E/F (倍)	G (人)	H (人)	G/H (倍)	I (人)	J (人)	I/J (倍)
一般消防	61	7	8.7	51	5	10.2	—	—	—	27	2	13.5	139	14	9.9
航空消防	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	61	7	8.7	51	5	10.2	—	—	—	27	2	13.5	139	14	9.9

- (注)1. 受験者数とは第1次試験受験者数を、合格者数とは最終合格者数をいう。
2. 第1次試験……………令和6年7月3日実施、令和6年8月13日合格者発表
3. 最終合格者発表……………令和6年9月6日

＜別表 23＞課長補佐昇任選考・課長補佐転任試験

合格者数等 職種（区分）		コースⅠ					コースⅡ				
		受験者数 A (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 B (人)	合格倍率 A/B (倍)	受験者数 C (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 D (人)	合格倍率 C/D (倍)
行政職	事務	184 (2)[5]	116 <3>	119 (1)[5]	99 [4]	1.9	53 (1)[2]	38 <1>	40 (1)[2]	32 [2]	1.7
	土木	49 (3)	12	15 (3)	13 (2)	3.8	24 (1)	5	6 (1)	5 (1)	4.8
	建築	13 [1]	8	9 [1]	7 [1]	1.9	3	2	2	2	1.5
	機械	13 (1)[1]	5 <1>	6 (1)[1]	4 (1)	3.3	11	5	5	4	2.8
	電気	17 (1)	3	4 (1)	4 (1)	4.3	6	0	0	0	－
	造園	3	3 <1>	2	2	1.5					
	応用・ 工業化学	4 (1)	1	2 (1)	1	4.0					
	医学物理										
保育職		2	1	1	1	2.0	3	2	2	2	1.5
司書職							1	1	1	0	－
学芸職		7	3	3	3	2.3					
薬剤職											
獣医職		1	1	1	0	－	2	2	2	1	2.0
栄養指導職											
衛生職		5	4	4	3	1.7	1	1	1	1	1.0
医療技術職	診療放射 線技師	4	0	0	0	－	1	0	0	0	－
	医療検査 技術者	1	0	0	0	－					
	理学 療法士	1	0	0	0	－					
	作業 療法士	1	0	0	0	－					
	歯科 衛生士	1	0	0	0	－					
	臨床工学 技士						1	0	0	0	－
	保健師	2	2	2	1	2.0	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	2.0
看護保健職	助産師										
	看護師	1	0	0	0	－	1	0	0	0	－
清掃職		1	0	0	0	－					
動物飼育職											
運輸職	運輸業務	5	0	0	0	－	24 (1)	1	2 (1)	1 (1)	24.0
	技術業務	4	0	0	0	－	7	0	0	0	－
学校事務職		1	1	1	1	1.0	1 [1]	0	1 [1]	1 [1]	1.0
合計		320 (8)[7]	160 <5>	169 (7)[7]	139 (4)[5]	2.3	141 (4)[3]	57 <1>	63 (4)[3]	50 (3)[3]	2.8

注1 < >内の数は、第2次試験受験延期制度適用者の数で内数…（ア）

（ ）内の数は、第1次試験免除者の数で内数…（イ）

[]内の数は、第2次試験受験延期制度終了者の数で内数…（ウ）

注2 数値には転任を含む。（主任転任試験については申込者なし。）

注3 「第2次試験受験者数」＝「第1次試験合格者数」－（第1次試験合格者のうち、コースⅣの種別の者で、口述試験を欠席した者）－（ア）＋（イ）＋（ウ）

注4 第2次試験（口述試験）の受験対象者がいる職種のみ、合格必要数を記載。

コースⅢ					コースⅣ					計				
受験者数 E (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 F (人)	合格倍率 E/F (倍)	受験者数 G (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 H (人)	合格倍率 G/H (倍)	受験者数 I (人)	第1次試験 合格者数 (人)	第2次試験 受験者数 (人)	第2次試験 合格者数 J (人)	合格倍率 I/J (倍)
2	1	1	0	-	28 (5)	11	14 (5)	11 (4)	2.5	267 (8)[7]	166 <4>	174 (7)[7]	142 (4)[6]	1.9
2	0	0	0	-	14 (1)	4	5 (1)	5 (1)	2.8	89 (5)	21	26 (5)	23 (4)	3.9
1	0	0	0	-	1	1	1	1	1.0	18 [1]	11	12 [1]	10 [1]	1.8
					3	1	1	1	3.0	27 (1)[1]	11 <1>	12 (1)[1]	9 (1)	3.0
					3	1	1	1	3.0	26 (1)	4	5 (1)	5 (1)	5.2
					1	0	0	0	-	4 [1]	3 <1>	2	2	2.0
										4 (1)	1	2 (1)	1	4.0
1	1	1	0	-	4	2	2	2	2.0	10	6	6	5	2.0
					3	1	1	1	3.0	4	2	2	1	4.0
					1	0	0	0	-	8	3	3	3	2.7
					1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
										3	3	3	1	3.0
					1	1	1	1	1.0	1	1	1	1	1.0
					2 [1]	1	2 [1]	2 [1]	1.0	8 [1]	6	7 [1]	6 [1]	1.3
					5	1	1	1	5.0	10	1	1	1	10.0
					4	1	1	0	-	5	1	1	0	-
					4	0	0	0	-	5	0	0	0	-
										1	0	0	0	-
					2	0	0	0	-	3	0	0	0	-
										1	0	0	0	-
					2	0	0	0	-	6 (1)	2	3 (1)	2 (1)	3.0
					1	0	0	0	-	1	0	0	0	-
1	0	0	0	-	6	0	0	0	-	9	0	0	0	-
					13	2	2	2	6.5	14	2	2	2	7.0
					2	0	0	0	-	2	0	0	0	-
					14	4	4	4	3.5	43 (1)	5	6 (1)	5 (1)	8.6
					5	2	2	2	2.5	16	2	2	2	8.0
					3	1	1	1	3.0	5 [1]	2	3 [1]	3 [1]	1.7
7	2	2	0	-	123 (6)[1]	34	39 (6)[1]	35 (5)[1]	3.5	591 (18)[11]	253 <6>	273 (17)[11]	224 (12)[9]	2.6

＜別表 24＞消防職課長補佐昇任選考（推薦型）

区 分	候補者数	合格者数	選考回数
一般消防	1 人	1 人	1 回
航空消防	—	—	
計	1	1	1

＜別表 25＞課長補佐昇任選考（推薦型）

職 種	候補者数	合格者数	選考回数
行政職	28 人	28 人	1 回
保育職	2	2	
衛生職	1	1	
看護保健職	1	1	
学校事務職	2	2	
計	34	34	1

<別表 26> 転任試験

試験の種類	申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	合格者		
				転任前	転任後	人数
第1類	17 人	16 人	9 人	清掃職	行政職 (行政(教 養型))	1
				保育職	行政職 (行政(教 養型))	1
				運輸職	行政職 (機械)	1
				運輸職	行政職 (電気)	1
免許資格職 (第1次試験 6月実施分)	0	—	—	—	—	0
第2類	1	1	0	—	—	0
免許資格職 (第1次試験 9月実施分)	0	—	—	—	—	0
職務経験者	31	31	17	看護保健職	行政職 (社会福祉)	1
				学校事務職	行政職 (行政)	1
				運輸職	行政職 (電気)	1
計	49	48	26	7		

<別表 27> 転任承認

転任前	転任後	申請者数	承認者数	承認回数
教 員	教育指導職	5 人	5 人	1 回
計		5	5	1